

農地等使用貸借解約等通知書

年 月 日

(宛先) 周南市農業委員会会長

貸付人 住所
氏名
電話番号

通知者

借受人 住所
氏名
電話番号

代理人 資格
住所
氏名
電話番号

下記のとおり、

貸付人と借受人の双方の合意により、
 民法（明治 29 年法律第 89 号）
 第 597 条第 2 項
 第 598 条第 1 項
 第 598 条第 2 項
 第 598 条第 3 項

の規定により、

農地等の使用貸借を解約（終了・解除）したので通知します。

記

	大字	字	地番	地 目		面 積
				登記簿	現況	
土地の表示等						m ²
使用貸借の内容	契約の時期	年 月 日				
	契約の期間	<input type="checkbox"/> あり ・ <input type="checkbox"/> なし 年 月 日から 年 月 日まで				
	使用・収益の目的	<input type="checkbox"/> あり ・ <input type="checkbox"/> なし				
使用貸借の解約等の日	使用貸借の合意による解約した日			年 月 日		
	使用・収益を終えた日			年 月 日		
	使用・収益をするのに足りる期間を経過した日			年 月 日		
	使用貸借の契約を解除した日			年 月 日		
土地の引渡しの時期	年 月 日					
その他参考となるべき事項						

添付書類

なし

- 注 1 通知者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入すること。
- 2 代理人は、法定代理人にあっては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載すること。また、法定代理人であることを証する書類（保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類）を添付すること。任意代理人にあっては、その資格を記載の上、委任状を添付すること。
- 3 「貸付人と借受人の双方の合意により」と「民法（明治 29 年法律第 89 号）」のいずれかにチェックをすること。「民法（明治 29 年法律第 89 号）」にチェックをした場合は、「第 597 条第 2 項・第 598 条第 1 項・第 598 条第 2 項・第 598 条第 3 項」のいずれかにチェックをすること。
- 4 契約の期間の「あり・なし」は、使用貸借の期間を定めたときは「あり」に、定めなかったときは「なし」にチェックすること。
- 5 使用・収益の目的の「あり・なし」は、使用及び収益の目的を定めたときは「あり」に、定めなかったときは「なし」にチェックをすること。
- 6 合意解約である場合には、貸付人と借受人の連署による通知とし、その他の場合は、貸付人又は借受人のいずれか一方の単独による通知とすること。

使用貸借の解約、終了または解除をした旨の通知者及び条件等

解約等の事由	通知者	使用貸借の期間の定め	使用及び収益の目的の定め	使用貸借の解約、終了または解除の手続き
合意解約	貸付人 借受人	—	—	貸付人と借受人の双方の合意により解約する。
民法第 597 条第 2 項	借受人	なし	あり	借受人がその目的に従い使用及び収益を終えることによって終了する。
民法第 598 条第 1 項	貸付人	なし	あり	その目的に従い借受人が使用及び収益するのに足りる期間を経過したときは、契約の解除することができる。
民法第 598 条第 2 項	貸付人	なし	なし	いつでも契約の解除をすることができる。
民法第 598 条第 3 項	借受人	—	—	いつでも契約の解除をすることができる。

(参考) 民法（明治 29 年法律第 89 号）抜粋

(期間満了等による使用貸借の終了)

第 597 条 当事者が使用貸借の期間を定めたときは、使用貸借は、その期間が満了することによって終了する。

2 当事者が使用貸借の期間を定めなかった場合において、使用及び収益の目的を定めたときは、使用貸借は、借主がその目的に従い使用及び収益を終えることによって終了する。

3 使用貸借は、借主の死亡によって終了する。

(使用貸借の解除)

第 598 条 貸主は、前条第 2 項に規定する場合において、同項の目的に従い借主が使用及び収益するのに足りる期間を経過したときは、契約の解除をすることができる。

2 当事者が使用貸借の期間並びに使用及び収益の目的を定めなかったときは、貸主は、いつでも契約の解除をすることができる。

3 借主は、いつでも契約の解除をすることができる。